

禁止物質・管理物質リスト (2025年7月1日改定)

本リストは、IEC62474 DB の物質リストを参照しています。

分 類	
禁止	報告(規制)対象について、意図的添加を禁止する。閾値があるものは閾値レベル以上の含有を禁止する。
禁止候補	法規制にもとづき新規採用品への含有を禁止するとともに、従来品も代替期限を定め積極的に代替を進める。
管理	閾値レベル以上の含有がある場合は、報告が必要。閾値レベル未満であれば含有なしと見なす。

【注意事項】

1. 閾値レベル以上の含有の場合は分類に関係なく、報告が必要です。
なお、“成形品”の定義は、各種法令に従います。
2. 特殊用途で特定物質を使用する場合を考慮し、図面等で指定された場合は禁止とせず、報告対象とはしません。
図面等で断りがない場合は、含有禁止です。
3. REACH規則 付属書17の掲載物質には期限付きで使用が認められる用途があります。
それらの用途について、当社としては期限の1年前まで使用を認めます。
4. 当社の図面や仕様書などに記載されている「RoHS対応」や「RoHS適合」などの記述は、「RoHS指令」で禁止される物質(備考欄にRoHS禁止と表記)を閾値以上含有してはならないことを指します。
また、RoHS指令の制限から除外される用途を、別紙「RoHS適用除外 表1(MT83-6027)」および「RoHS適用除外 表2(MT83-6028)」に示します。
5. 同様に「グリーン調達基準に記載の禁止物質は含有禁止」の記述は、「禁止物質」を閾値を超えて含有してはならないことを指します。
6. CAS No.欄に表記の別リストとは、別紙「例示物質リスト(MT83-6012)」にて例を示します。

■対象物質群リスト

◆禁止物質

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
1	禁止	カドミウム／カドミウム化合物	別リスト参照	電池を除くすべて	均質材料の0.01 重量% (100ppm)	REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学ガラス、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、垂鉛めっき、PVC用安定剤
	禁止	カドミウム／カドミウム化合物		電池	電池の0.001 重量% (10ppm)	工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令; 電池規則 (EU) 2023/1542 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	ニッカド電池
2	禁止	六価クロム化合物	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
3	禁止	鉛／鉛化合物	別リスト参照	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、快削合金、快削銅、光学材料、CRT ガラスのX線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、めっき、合金、樹脂添加剤
	禁止	鉛／鉛化合物		PVC中に含まれる鉛	0.1重量%(1000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の付属書17	
	禁止	鉛／鉛化合物		主として12歳以下の子供向けの消費者製品	子供用製品の0.01 重量% (100ppm)	米国家庭用品安全性向上法	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料
	禁止	鉛／鉛化合物		玩具及び子供向け製品の塗料又は表面塗装	表面塗装の0.009 重量%(90ppm)	米国家庭用品安全性向上法	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料
	禁止	鉛／鉛化合物		熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆の0.03 重量% (300ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料
	禁止	鉛／鉛化合物		電池	電池の0.004 重量% (40ppm)	電池規則 (EU) 2023/1542 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	マンガン電池、アルカリボタン電池
4	禁止	水銀／水銀化合物	別リスト参照	電池以外すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	水銀暴露の包括的管理に関するヴァーモント州法; ロードアイランド州一般法 23-24.9 および2007年修正; ルイジアナ州水銀危険低減法; REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理
	禁止	水銀／水銀化合物	別リスト参照	電池	意図的添加または電池の0.0001重量% (1ppm)	ロードアイランド州およびコネチカット州の水銀低減および教育に関する法律; 電池の取扱いおよび廃棄に関するニューヨーク州環境保全法 § 27-0719; 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の規制; 品質管理および工業製品の安全性管理に関する韓国の法令(電池規制); 中国規格GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件; 電池規則 (EU) 2023/1542 カナダ製品含有水銀規則SOR/2014-254	酸化銀ボタン電池、アルカリ電池、マンガン電池
5	禁止	ニッケル	7440-02-0	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	ステンレス鋼、めっき; 長時間皮膚接触の適用例: ヘッドホーン
6	禁止	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
7	禁止	三置換有機スズ化合物	別リスト参照	すべて	意図的添加またはスズ元素として、部品中の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 欧州委員会規則No. 276/2010; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	安定剤、酸化防止剤、抗菌抗かび剤、防汚染剤、防腐剤、抗かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤
8	禁止	ジブチルスズ化合物 (DBT)	別リスト参照	すべて	スズ元素として、部品中の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒

No.	管理 区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
9	禁止	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	別リスト参照	(a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、 (b) 育児用品、 (c) 2液性室温硬化モールドングキット (RTV-2シーラントモールドングキット)	スズ元素として、部品中の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
10	禁止	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国 RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS	難燃剤
11	禁止	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国 RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	難燃剤
12	禁止	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)および特定代替品	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); 米国 TSCA	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液; 可塑剤、防火材、難燃剤、誘電体シーラント
13	禁止	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	別リスト参照	すべて	材料中の0.005 重量% (50ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の付属書17	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液; 可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
14	禁止	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3 以上)	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) POPs条約; 欧州POPs規則	潤滑剤、塗料、安定剤 (電気特性、耐酸性、耐水性) 絶縁材、難燃剤
15	禁止	過塩素酸塩	別リスト参照	すべて	製品の0.0000006 重量% (0.006ppm)	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法2003	コインセル電池
16	禁止	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	別リスト参照	すべて	意図的添加またはコートされた材料の1 μ g/m ² または成形品中の25ppb、関連物質は1ppm	POPs条約; 欧州POPs規則; カナダ環境保護法SOR/2008-178; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	フィルムとプラスチックの帯電防止剤
17	禁止	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	別リスト参照	すべて	意図的添加	EU 規制 No. 517/2014; 部分的および全体的フッ素化炭化水素、六フッ化硫黄の禁止と規制に関する農業、森林、環境、および水質管理所管連邦大臣によるオーストラリア条例	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス
18	禁止	アスベスト類	別リスト参照	すべて	意図的添加	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国 TSCA; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材
19	禁止	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	別リスト参照	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003 重量% (30ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	顔料、染料、着色料
20	禁止	オゾン層破壊物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	モントリオール議定書、 EU EC No. 2037/2000、 EC 1005/2009、 米国大気浄化法	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
21	禁止	放射性物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	(EU)放射線防護法 Directive 2013/59/Euratom、(日本)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、(日本)放射性同位元素等の規制に関する法律、(米国)NRC規則Title 10 CFR Part 20、	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器
22	禁止	ホルムアルデヒド	別リスト参照	織物	織物製品の0.0075 重量% (75ppm)	オーストリア- BGB I 1990/194;ホルムアルデヒド規制 § 2.12/2/1990; リトアニア衛生基準HN 96:2000(衛生基準および規制)	織物
	禁止	ホルムアルデヒド		複合木材製品または部品	意図的添加	米国/カリフォルニア州CARB 規則: 米国連邦法111-199/TSCA601項	ステレオキャビネット、キオスク囲い
23	禁止	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジtert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材

No.	管理 区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
24	禁止	フタル酸エステル類 グループ 1(BBP, DBP, DEHP)	別リスト参照	玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計)可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国の家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
25	禁止	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	別リスト参照	子供の口に入る玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計)可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国の家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
26	禁止	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	すべて	均質材料中の0.00001 重量% (0.1ppm)	欧州委員会決定2009/251/EC	殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアを含む電子式レザーシートの防かび処理
27	禁止	五酸化二ヒ素	1303-28-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	木材、金属、ガラスおよびプラスチックの添加剤
28	禁止	三酸化二ヒ素	1327-53-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	木材、金属、ガラスおよびプラスチックの添加剤
29	禁止	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) ＜すべての主要ジアステレオ異性体を含む＞	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.0075 重量% (75ppm)	POPs条約 欧州POPs規則	主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に使用される難燃剤
30	禁止	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10～13)	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の 0.1 重量% (1,000ppm)	欧州POPs規則 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	PVC 用可塑剤、難燃剤
31	禁止	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	難燃剤
32	禁止	クロム酸鉛	7758-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	プラスチックの着色剤、塗料の着色剤
33	禁止	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレッド104)	12656-85-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	プラスチックの着色剤、赤色塗料の着色剤
34	禁止	C.I. ピグメントイエロー 34	1344-37-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	プラスチックの着色剤、黄色塗料の着色剤
35	禁止	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	さび防止剤
36	禁止	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸ニクロム酸カリウム	11103-86-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	防錆塗料
37	禁止	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	着色剤
38	禁止	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)(欧州 RoHS) 意図的添加(米国TSCA)	欧州POPs規則 米国TSCA	
39	禁止	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
40	禁止	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
41	禁止	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
42	禁止	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
43	禁止	オレンジレッド(四酸化鉛)	1314-41-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
44	禁止	パイクロクア、C.I. ピグメントイエロー41	8012-00-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
45	禁止	四塩基性硫酸鉛	12065-90-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
46	禁止	ジクロロジブチルスズ(DBTC)	683-18-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理 区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
47	禁止	シアナミド鉛	20837-86-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
48	禁止	ケイ酸(H ₂ Si ₂ O ₅)バリウム塩(1:1)、鉛 をドーブ	68784-75-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
49	禁止	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	12060-00-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
50	禁止	チタン酸ジルコニウム酸鉛	12626-81-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
51	禁止	オキシ硫酸鉛	12036-76-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
52	禁止	フタル酸ジオキソ三鉛	69011-06-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
53	禁止	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
54	禁止	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
55	禁止	二硝酸鉛、硝酸鉛(Ⅱ)	10099-74-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
56	禁止	特定重金属 カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 六価クロム化合物	—	包装材、包装材部品	意図的添加またはCd, Hg, Pbおよび Cr ⁶⁺ の合計で均質材料中の0.01重量% (100ppm)	EU包装廃棄物指令 94/62/EC; 米国州の包装材重金属規制(TIP)	顔料、塗料、PVCの安定剤
57	禁止	酸化カドミウム	1306-19-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物 質に追加)	
58	禁止	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)とその 塩	別リスト参照	すべて	PFOA(塩を含む): 25 ppb または PFOA 関連物質: 1000 ppb (単独また は合計)	POPs条約 欧州POPs規則	
59	禁止	硫化カドミウム	1306-23-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
60	禁止	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物 質に追加)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤 滑剤
61	禁止	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物 質に追加)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤 滑剤
62	禁止	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物 質に追加)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤 滑剤
63	禁止	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物 質に追加)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤 滑剤
64	禁止	多環式芳香族炭化水素(PAH)	別リスト参照	プラスチックまたはゴム製で、皮膚や 口腔と直接長時間または繰り返し接 触する成形品	プラスチックまたはゴム材料の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属 書17	

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
65	禁止	多環式芳香族炭化水素(PAH)	別リスト参照	上記の成形品のうち、玩具や育児用品	プラスチックまたはゴム材料の0.00005 重量% (0.5ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
66	禁止	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP 3:1)	68937-41-7	すべて	意図的添加	米国TSCA	
67	禁止	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	すべて	成形品の1 重量% (10,000ppm)	米国TSCA	
68	禁止	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	87-68-3	すべて	意図的添加	欧州POPs規則 米国TSCA	
69	禁止	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	すべて	意図的添加または成形品の0.001 重量% (10ppm)	POPs条約 欧州POPs規則	
70	禁止	1～7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH)	-	包装材および印刷物	意図的添加	フランス鉱物油規則	
71	禁止	炭素数 16～35個 の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH)	-	包装材および印刷物	意図的添加	フランス鉱物油規則	
72	禁止	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール: 2,4,6-TTBP	732-26-3	物質及び混合物	0.3重量%以下(3,000ppm)	米国TSCA	
73	禁止	メキシクロル	別リスト参照	すべて	意図的添加または物質、混合物または成形品.000001 重量% (0.01ppm)	POPs条約	
74	禁止	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	すべて	意図的添加または成形品の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加) POPs条約	
75	禁止	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	80-05-7	感熱紙用途	0.02重量%以上の濃度を感熱紙に入れて市場に出してはならない。	REACHの制限物質リスト(付属書17)規定	PVCの酸化防止剤、エポキシ樹脂硬化剤、感熱紙
76	禁止	ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩	別リスト参照	すべて	成形品の25 ppb	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	可塑剤、潤滑剤、界面活性剤、湿潤剤、防腐剤
77	禁止	ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩	別リスト参照	すべて	成形品の25 ppb	欧州POPs規則 化学製品によるリスク低減に関するスイス条約 PoPs条約	
78	禁止	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16.9.02.13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(“デクロランプラス”TM)	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加) POPs条約	接着剤、シーラントおよび結合剤用の非可塑性難燃剤
79	禁止	中鎖型塩化パラフィン(MCCPs)	別リスト参照	全て	意図的添加	POPs条約	2026年1月1日より禁止
80	禁止	長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)	別リスト参照	全て	意図的添加	POPs条約	2026年1月1日より禁止
81	禁止	ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	-	包装材、包装材部品	意図的添加	米国特定州 包装材有害物質規則	2026年1月1日より禁止

◆管理物質

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
1	管理	酸化ベリリウム	1304-56-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	DIGITALEUROPE ² /CECED/Ae A ³ /EERA ガイダンス	セラミックス
2	管理	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で0.1 重量%(1000ppm)	JS709	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤
	管理	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で0.09 重量% (900 ppm)	IPC-4101 およびIEC61249-2-21	積層プリント配線基板

No.	管理 区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
3	管理	塩素系難燃剤	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1 重量% (1000ppm)	JS709	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤
	管理	塩素系難燃剤		積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で0.09 重量% (900 ppm)	IPC-4101 およびIEC61249-2-21	難燃剤
4	管理	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC コポリマー	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量% (1000ppm)	JS709	絶縁材、耐薬品性、OHPフィルム、シース材
5	管理	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	68515-49-1 26761-40-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	ケーブルの可塑剤
6	管理	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2013.12.16 認可対象候補物質に追加)	ケーブルの可塑剤
7	管理	塩化コバルト(CoCl2)	7646-79-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	水質汚濁検知用の空圧式制御盤
8	管理	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	高温試験装置の断熱材
9	管理	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	高温試験装置の断熱材
10	管理	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	ベニア板/圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤; アミノプラスチック樹脂の安定剤; 木材の防腐剤; 木材、綿およびその他の植物由来の材料中の難燃剤
11	管理	四ホウ酸二ナトリウム無水物	別リスト参照	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	ベニア板/圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤; アミノプラスチック樹脂の安定剤; 木材の防腐剤
12	管理	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12267-73-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	ベニア板/圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤; アミノプラスチック樹脂の安定剤; 木材の防腐剤
13	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7 を主成分とする炭素数6~8 の分岐ジアルキルエステル類 (DIHP)	71888-89-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2011.06.20 認可対象候補物質に追加)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
14	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11 の分岐および直鎖ジアルキルエステル類 (DHNUP)	68515-42-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2011.06.20 認可対象候補物質に追加)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
15	管理	[4-ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(別名 C.I. ベーシックバイオレット3)	548-62-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	インキ
16	管理	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	101-14-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	ポリウレタンの硬化剤
17	管理	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	可塑剤
18	管理	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	未反応物質
19	管理	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	電池の電解液
20	管理	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	未反応物質
21	管理	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン(TEGDME;トリグライム)	112-49-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2012.06.18 認可対象候補物質に追加)	
22	管理	1,2-ジメトキシエタン; エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	110-71-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
23	管理	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理 区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
24	管理	三酸化二ホウ素	1303-86-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条 および7.2条(2012.06.18 認可対象候補物 質に追加)	
25	管理	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
26	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジベンチル エステル、分岐および直鎖	84777-06-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
27	管理	フタル酸ジイソペンチル(DIPP)	605-50-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
28	管理	フタル酸n-ベンチル-イソペンチル	776297-69-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
29	管理	メチルヘキサヒドロフタル酸無水物、 ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水 物、 ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水 物、 ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
30	管理	フタル酸ジベンチル、フタル酸ジアミル (DPP)	131-18-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物 質に追加)	
31	管理	4-ニルフェノール、分岐および直鎖の エトキシレート	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物 質に追加)	
32	管理	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
33	管理	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス (アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スル ホネート) ニナトリウム (別名 C.I. ダイ レクトレッド 28)	573-58-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
34	管理	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
35	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシル エステル、分岐および直鎖	68515-50-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
36	管理	フタル酸ジイソノニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判 例法	
37	管理	ジナトリウム 4-アミノ-3-[[4'-[[2,4-ジア ミノフェニル)アゾ]](1,1'-ビフェニル)-4- イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルア ゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホン酸 (別名 C.I. ダイレクトブラック 38)	1937-37-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物 質に追加)	
38	管理	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン および2,4,4-トリメチルペンテンとの反応 生成物 (BNST)	68921-45-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	カナダ特定有害物質禁止規則	
39	管理	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ- 8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラ デカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物 質に追加)	
40	管理	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ- 8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラ デカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル -4-[[2-[[2-(エチルヘキシル)オキシ]- 2-オキシエチル]チオ]-4-オクチル-7- オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタン ナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの 反応生成物 (DOTEとMOTEの反応生成 物)		すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物 質に追加)	
41	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10- アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘ キシル・オクチルジエステルと0.3%以 上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201- 559-5) との混合物	68515-51-5 68648-93-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条(2015.6.15 認可対象候補物 質に追加)	

No.	管理 区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
42	管理	ニトロベンゼン	98-95-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2015.12.17 認可対象候補物 質に追加)	
43	管理	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ- 2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェ ノール(UV-327)	3864-99-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2015.12.17 認可対象候補物 質に追加)	
44	管理	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル) フェノール(UV350)	36437-37-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2015.12.17 認可対象候補物 質に追加)	
45	管理	1,3-プロパンスルホン	1120-71-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2015.12.17 認可対象候補物 質に追加)	
46	管理	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	80-05-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2017.1.12 認可対象候補物 質に追加); 米国/カリフォルニア州プロボ ジション65判例法	
47	管理	水酸化カドミウム	21041-95-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.1.15 認可対象候補物 質に追加)	
48	管理	ベンゾ(ghi)ペリレン	191-24-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	
49	管理	オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	
50	管理	デカメチルシクロペンタシロキサン	541-02-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	
51	管理	ドデカメチルシクロヘキサシロキサ ン	540-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	
52	管理	ハホウ酸二ナトリウム	12008-41-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	凍結防止剤、潤滑油・グリース
53	管理	水素化テルフェニル	61788-32-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	プラスチック添加剤、溶剤、塗料・インキ
54	管理	フタル酸ジシクロヘキシル (DCHP)	84-61-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	プラスチック可塑剤
55	管理	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4- メチルペンタン	6807-17-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2019.1.15 認可対象候補物 質に追加)	
56	管理	ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	
57	管理	フェナントレン	85-01-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質 に追加)	
58	管理	フルオラテン	206-44-0 93951-69-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.1.15 認可対象候補物 質に追加)	
59	管理	ピレン	129-00-0 1718-52-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条 および7.2 条 (2018.1.15 認可対象候補物 質に追加)	